規　　則

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則」をここに公布する。

令和７年１０月３１日

千曲市長　小川　修一

千曲市規則第４９号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成31年千曲市規則第１号）の一部を次のように改正する。

第２条中「（介護給付費　訓練等給付費　特定障害者特別給付費　地域相談支援給付費）支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書」を「（介護給付費・訓練等給付費・特定障害者特別給付費・地域相談支援給付費）支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書」に改める。

第４条第１項中「を支給決定したときは、（介護給付費　訓練等給付費　特定障害者特別給付費　地域相談支援給付費）支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書」を「の支給を決定したときは、（介護給付費・訓練等給付費・特定障害者特別給付費・地域相談支援給付費）支給（給付）決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書」に改め、同条第３項中「の支給を行わない旨の決定をしたときは、（介護給付費　訓練等給付費　特定障害者特別給付費　地域相談支援給付費）支給等（変更）申請却下決定通知書」を「を支給しない旨の決定をしたときは、却下決定通知書」に改める。

第５条中「（介護給付費　訓練等給付費　特定障害者特別給付費　地域相談支援給付費）支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書」を「（介護給付費・訓練等給付費・特定障害者特別給付費・地域相談支援給付費）支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書」に改める。

第６条第１項中「（介護給付費　訓練等給付費　特定障害者特別給付費　地域相談支援給付費）支給変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書」を「（介護給付費・訓練等給付費・特定障害者特別給付費・地域相談支援給付費）支給変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書」に改め、同条第２項中「の変更を行わない旨を決定したときは、（介護給付費　訓練等給付費　特定障害者特別給付費　地域相談支援給付費）支給等（変更）申請却下決定通知書」を「を変更しない旨の決定をしたときは、却下決定通知書」に改める。

第８条中「第34条の48第１項」を「省令第34条の48第１項」に、「障害福祉サービス等申請内容変更届出書」を「申請内容変更届出書」に改める。

第12条第１項中「支給決定したとき」を「支給する」に改める。

第13条中「第５条第23項」を「第５条第24項」に改める。

第18条の見出しを「（特例介護給付費等の支給の申請）」に改め、同条中「（特例介護給付費　特例訓練等給付費　特例特定障害者特別給付費　特例地域相談支援給付費）支給申請書」を「（特例介護給付費・特例訓練等給付費・特例特定障害者特別給付費・特例地域相談支援給付費）支給申請書」に改める。

第19条の見出しを「（特例介護給付費等の支給決定等の通知）」に改め、同条中「第51条の７第１項」を「法第51条の７第１項」に、「の支給を決定したとき」を「を支給する」に改める。

第20条の見出しを「（特例介護給付費等の額）」に改める。

第21条の見出しを「（特例介護給付費等の支給決定の取消しの通知）」に改める。

第23条中「第５条第18項」を「第５条第19項」に改める。

第24条中「（令第43条の５第１項に規定する高額障害福祉サービス等）給付費支給申請書（様式第27号）」を「令第43条の５第１項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給申請書（様式第27号）によるもの」に、「（令第43条の５第６項に規定する高額障害福祉サービス等）給付費支給申請書」を「令第43条の５第６項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給申請書」に改める。

第25条第１項中「（令第43条の５第１項に規定する高額障害福祉サービス等）給付費支給（不支給）決定通知書」を「令第43条の５第１項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給（不支給）決定通知書」に改め、同条第２項中「（令第43条の５第６項に規定する高額障害福祉サービス等）給付費支給（不支給）決定通知書」を「令第43条の５第６項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給（不支給）決定通知書」に改める。

第26条第１項中「自立支援医療費（育成・更生）支給認定申請書（新規・再認定・変更）（様式第31号）」を「自立支援医療費（育成医療・更生医療）支給認定申請書（新規・再認定・変更）（様式第31号）によるもの」に改める。

第27条第１項中「自立支援医療費（育成医療　更生医療）支給認定通知書」を「自立支援医療費（育成医療・更生医療）支給認定決定通知書」に改め、同条第２項中「自立支援医療費（育成医療　更生医療）却下通知書」を「自立支援医療費（育成医療・更生医療）却下通知書」に改める。

第30条第１項中「自立支援医療費（育成医療　更生医療）支給変更認定通知書」を「自立支援医療費（育成医療・更生医療）支給認定変更決定通知書」に改め、同条第２項中「自立支援医療費（育成医療　更生医療）支給認定変更却下通知書」を「自立支援医療費（育成医療・更生医療）支給認定変更却下通知書」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和７年11月４日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際現に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の規定に基づき作成されている用紙については、この規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。